

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年6月29日

【発行者名】 シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
(旧: シュローダー証券投信投資顧問株式会社)

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 カルロ・トラバトーニ

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 黒田(玉置)圭子

【電話番号】 03-5293-1500

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 シュローダー・マスター・オープン

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 上限: 1,000億円

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年2月24日をもって提出いたしました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）に訂正すべき事項が生じましたので、本訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正の内容】

下線部が訂正箇所を示します。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社の概況

（略）

（訂正前）

2. 沿革

昭和60年12月10日 株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメント設立

平成3年12月20日 シュローダー投信株式会社設立

平成9年4月1日 シュローダー投信株式会社と株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立

平成19年4月3日 シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更

（略）

（注）シュローダー・グループの概要

ロンドン証券取引所上場のシュローダー・ピーエルシー傘下のシュローダー・グループは、1804年に英国で創業した国際金融グループで、ロンドンに本拠地を置き、グローバルにオフィスを展開しています。なお、運用総資産額は約21.9兆円（2011年9月末現在、1英ポンド=120.08円で換算）にのぼります。

日本では、1985年に株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメントを設立し資産運用業務を開始しました。また1991年にシュローダー投信株式会社を設立、1997年4月には両社が合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社となりました。また、2007年4月に商号を変更し、シュローダー証券投信投資顧問株式会社となっております。

シュローダーと日本との関係は大変深く、明治政府が発行した日本最初の外債「九分利付英貸公債」（100万ポンド、明治3年発行）の引受主幹事を務め、また1923年の関東大震災の後にも、政府が発行した外債の引受を行い、震災地域の復興に深く関わりました。

シュローダー・グループの主要拠点

**シュローダー・グループの
グローバル・ネットワーク**

(2011年6月末現在)

ロンドン
アムステルダム
ガンジ島
ジャージー島
コペンハーゲン
フランクフルト
ジュネーブ
ルクセンブルグ
マドリード
ミラノ パリ ローマ
ストックホルム チューリッヒ
ジブラルタル

ドバイ

バミューダ
ケイマン諸島
メキシコ・シティー
ニューヨーク
フィラデルフィア

北京
香港
ジャカルタ
ソウル 上海
シンガポール
シドニー
台北 東京

ブエノスアイレス
サンパウロ

(訂正後)

2. 沿革

昭和60年12月10日	株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメント設立
平成3年12月20日	シュローダー投信株式会社設立
平成9年4月1日	シュローダー投信株式会社と株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立
平成19年4月3日	シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更
<u>平成24年6月29日</u>	<u>シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社に商号を変更</u>

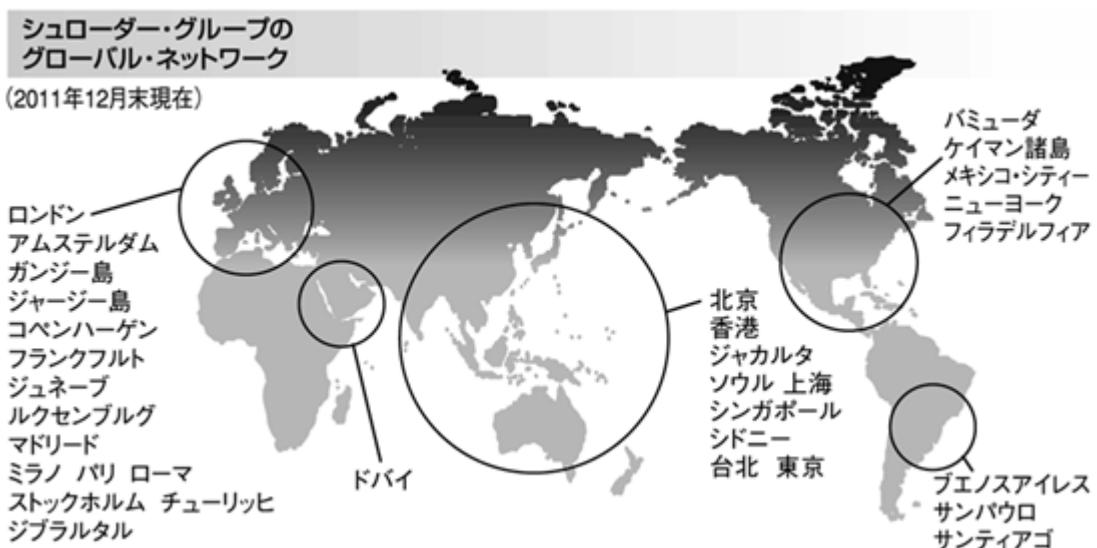
(略)

<シュローダー・グループの概要>

ロンドン証券取引所上場のシュローダー・ピーエルシーを持ち株会社とするシュローダー・グループは、1804年に英国で創業以来、200年以上の歴史を誇る国際金融グループです。英国ロンドンに本拠地を置き、グローバルに資産運用業務を展開しております。運用総資産額は約21.9兆円（2011年9月末現在、1英ポンド=120.08円で換算）にのぼります。日本では、1985年に株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメントを設立し、資産運用業務を開始しました。また1991年にシュローダー投信株式会社を設立、1997年4月には両社が合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社となりました。2007年4月にシュローダー証券投信投資顧問株式会社に、2012年6月にシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社に商号を変更いたしました。

シュローダー・グループと日本との関係は大変深く、1870年（明治3年）に日本政府が初めて起債した外債「九分利付英貸公債（100万英ポンド）」の引受主幹事を務め、新橋～横浜間の鉄道敷設の資金調達に貢献しています。また1923年（大正12年）の関東大震災の後にも、政府が発行した外債の引受を行い、震災地域の復興に深く関わりました。

<シュローダー・グループの主要拠点>



（5）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

（訂正前）

個人の受益者に対する課税

. 収益分配時

収益分配金のうち課税の対象となる普通分配金については、平成24年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）、平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度の適用があります。また、総合課税（配当控除の適用があります。）または申告分離課税を選択し、確定申告をすることもできます。

. 解約時および償還時

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益は譲渡益として取り扱われ、これについては、申告分離課税が適用されます。また、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用をすることにより、この譲渡益を申告不要とすることも可能です。当該譲渡益に対する課税においては、平成24年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）、平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得（申告分離課税が行なわれるものに限ります。）および株式等の譲渡益等との通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税の対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成24年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%（所得税のみ）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315%（所得税のみ）、平成50年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

なお、当ファンドは、受取配当に係る益金不算入制度の適用があります。

(略)

上記の税率は、平成23年12月末現在で適用されている税率を基にしており、今後、税法等が改正された場合には変更されることがあります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

(訂正後)

個人の受益者に対する課税

1. 収益分配時

収益分配金のうち課税の対象となる普通分配金については、平成24年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税および復興特別所得税7.147%、ならびに地方税3%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、ならびに地方税5%）、平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度の適用があります。また、総合課税（配当控除の適用があります。）または申告分離課税を選択し、確定申告をすることもできます。

2. 解約時および償還時

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益は譲渡益として取り扱われ、これについては、申告分離課税が適用されます。また、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用をすることにより、この譲渡益を申告不要とすることも可能です。当該譲渡益に対する課税においては、平成24年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税および復興特別所得税7.147%、ならびに地方税3%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、ならびに地方税5%）、平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得（申告分離課税が行なわれるものに限ります。）および株式等の譲渡益等との通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税の対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成24年12月31日までは7%（所得税）、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%（所得税および復興特別所得税）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315%（所得税および復興特別所得税）、平成50年1月1日以降は15%（所得税）の税率で源泉徴収されます。

なお、当ファンドは、受取配当に係る益金不算入制度の適用があります。

(略)

上記の税率は、平成24年3月末現在で適用されている税率を基にしており、今後、税法等が改正された場合には変更されることがあります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

2【事業の内容及び営業の概況】

(訂正前)

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務を行っています。さらに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として有価証券の売買の媒介等に関する第一種金融商品取引業務等を行っています。

(略)

(訂正後)

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として証券投資信託の運用その他の投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業および付随業務を行っています。

(略)

上記の他原届出書において記載されている同社名は次の通り読み替えるものとします。

訂正後	訂正前
シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 または 現シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社	シュローダー証券投信投資顧問株式会社 または シュローダー証券投信投資顧問